

# 公的職業訓練 WEB説明会しおり



ハローワークには、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練があります。訓練申込までには訓練についての相談を2～3回行っていただく必要があります。その1回としてWEB説明会を行いますので、職業訓練に興味がある、受講を希望するような場合はこのしおりをご準備のうえ、WEB説明会にご参加ください。

## ★ZOOMへのご参加について★

求職番号をお持ちの方（ハローワークにご登録済の方）は、求職番号でご参加ください。ハローワークで求職登録がお済みでない方は、お名前でご参加ください。なお本説明会後にハローワークにご登録する場合は、ハローワーク京都七条まで本紙をお持ちください。

求職者番号

—

氏名

## ▶ 訓練受講申込みの要件

### 職業訓練の目的

**「就職に必要な知識・技能を習得し、就職をすること」**

### 職業訓練の位置づけ

今すぐ就職したいがスキル不足 → スキル習得することで早期就職を目指す

#### <職業訓練申込不可の一例>

- 資格取得のみ希望
- 自営のみ希望
- 希望職種に関係のない興味・趣味の領域を深めたい
- 希望職種への就職に必要な経験がある・関連資格を取得済み

### 就職先の方向性の確立

単に職業訓練の受講を希望する、だけでは不十分

#### <職業訓練申込の必要要件>

- 希望職種・希望する仕事内容が確定している →STEP 1
- 今までの仕事で習得済みの知識・技能が整理できている →STEP 2
- 希望職種・希望する仕事内容に必要な知識・技能が把握できている  
「訓練により、採用される可能性が高まる」か? →STEP 3
- 就職希望先の求人情報を収集している →STEP 4  
⇒希望就職先のイメージと近い求人票を複数枚持参し窓口へ

# 厚生労働省 jobtag

(職業情報提供サイト 日本版o-net)



## 職業訓練の全日程に出席（職業訓練受講可能な状態）

- 原則、カリキュラム全日程の出席が必要
- 出席率8割を切ると強制中途退校処分

## ④職業訓練期間のリスク把握（就職より職業訓練優先）

- 就職活動が制約される可能性あり（職業訓練時間：平日 朝～夕方）
- 職業訓練期間が再就職のブランクになる可能性あり

## ▶職業訓練の種類について

### 公共職業訓練

#### ◆公共職業訓練は雇用保険を受給する方向け

- 委託訓練（2ヶ月～2年間）  
民間の専門・専修学校や大学に訓練を委託して実施
- 施設内訓練（6ヶ月～2年間）  
ポリテクセンターや高等技術専門校など職業訓練施設で実施

### 求職者支援訓練

#### ◆求職者支援訓練は雇用保険を受給できない方向け

2～6ヶ月間の「基礎コース」と「実践コース」の2コース  
民間の専門・専修学校やNPO法人等が厚生労働大臣の認定を受け実施

### 共通事項

- 受講料は無料**（公共職業訓練の1～2年コースの一部は有料）
- テキスト代や諸経費は自己負担
- 職業訓練開始時点で原則、離職状態であること
- 短時間、短期間の仕事のみを希望している場合は職業訓練受講不可

募集中  
コース



左のQRを読み込み、**ハロトレ説明会** をクリック。  
募集中コースは最終ページに一覧で記載されています。

## ▶雇用保険受給者への援護措置・求職者支援制度について

### 雇用保険を受給できる方

受講する職業訓練	公共職業訓練	公共職業訓練	求職者支援訓練	求職者支援訓練
受講あっせんの種類	受講指示	受講推薦	受講指示	支援指示
待機期間（7日間）	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
給付制限（2か月間）	制限解除	変更なし	制限解除	変更なし
基本手当	訓練修了まで延長	所定給付日数分のみ	訓練修了まで延長	所定給付日数分のみ
受講手当	1日500円 （上限40日）	支給なし	1日500円 （上限40日）	支給なし
通所手当 （片道2km以上）	支給あり	支給なし	支給あり	原則支給なし
認定日	訓練校が指定する日 受講証明書による認定	通常の認定日	訓練校が指定する日 受講証明書による認定	通常の認定日
指定来所日			来所必要	来所必要
就職支援計画に 基づく求職活動			必要	必要
職業訓練受講終了後、 1年間の連続受講	不可	不可	原則不可	原則不可

### 「受講指示」に必要な公共職業訓練開始日の前日における支給済日数

所定給付日数（日）		90	120	150	180	210	240/270/300/330/360
支給済日数 ※この日数以下	給付制限なし	89	119	119	119	139	149
	給付制限あり	59	79	99			

### 雇用保険を受給できない方

受講する職業訓練	公共職業訓練 （職業訓練受講給付金あり）	公共職業訓練 （職業訓練受講給付金なし）	求職者支援訓練 （職業訓練受講給付金あり）	求職者支援訓練 （職業訓練受講給付金なし）
受講あっせんの種類	支援指示	受講推薦	支援指示	支援指示
指定来所日	必要		必要	必要
就職支援計画に 基づく求職活動	必要		必要	必要

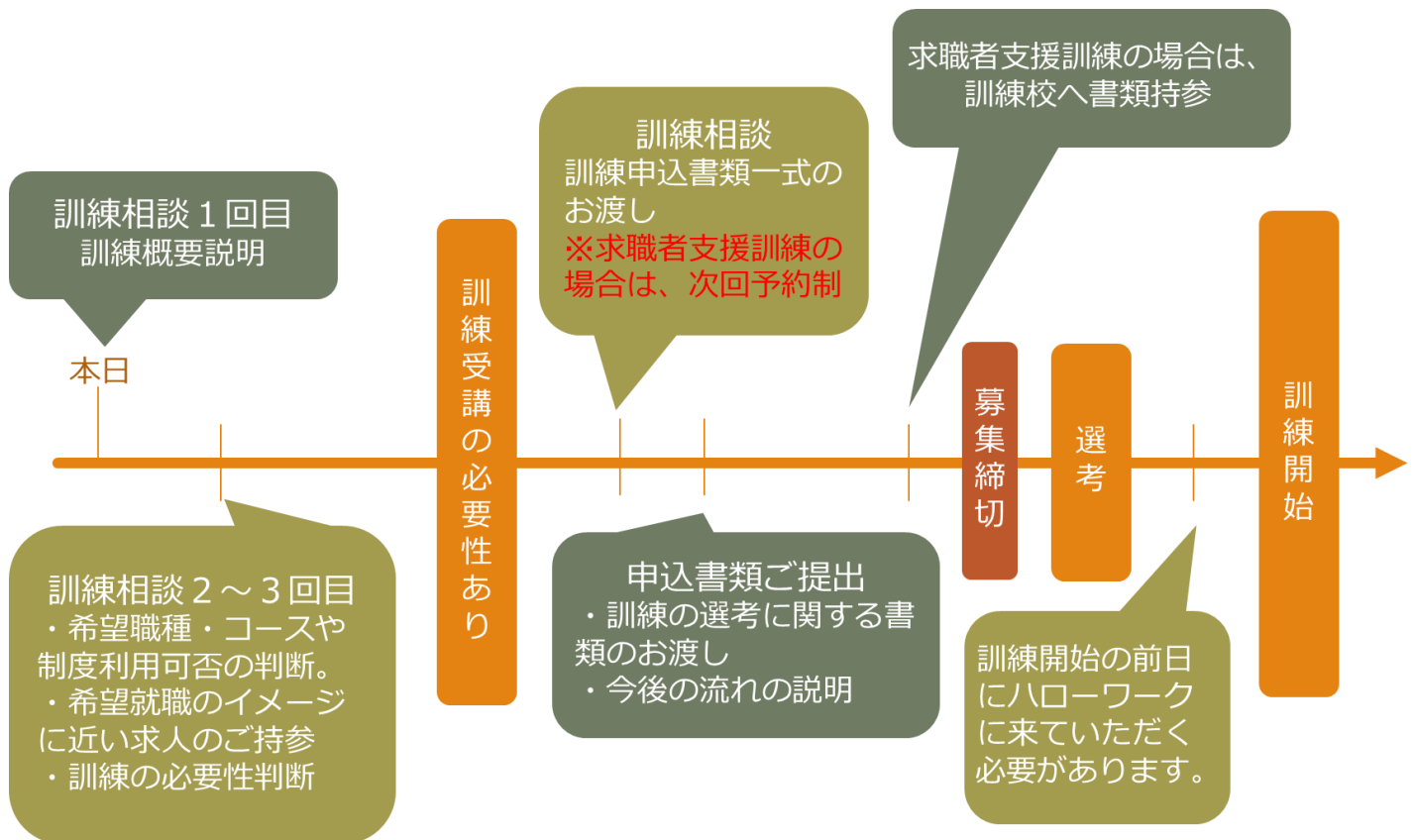
## 求職者支援制度／雇用保険を受給できない方

- 職業訓練受講給付金（受講手当月額10万円・通所手当（交通費）・寄宿手当）  
「支援指示」により職業訓練を受講する場合に、一定の要件に該当すると、  
訓練受講中の生活支援のために給付金や融資の受給が可能（事前審査有）

### <支給要件>

- ①雇用保険の被保険者でない、また受給できない方
- ②本人の収入が月8万円以下（通所手当のみの場合は月12万円以下）
- ③世帯全体の収入が月30万円以下（通所手当のみの場合は月34万円以下）
- ④世帯全体の金融資産が300万円以下
- ⑤現在住んでいるところ以外に土地・建物(本人名義)を所有していないこと
- ⑥全ての訓練実施日に出席すること
- ⑦訓練期間中から訓練修了後3ヶ月後まで、ハローワークに指定された日に来所し、  
職業相談を受けること（指定された期間中に指定された就職活動を行うことが必要）
- ⑧世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- ⑨過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
- ⑩過去にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している

## ▶ 訓練受講までの流れ



※訓練開始日までに、キャリアコンサルティングを受ける必要があります。

※公共職業訓練の場合は、ハローワークで申請書類を提出し、申請完了となりますが、

求職者支援訓練においては、ハローワークにて申請書類を受付後、ご自身で訓練校に提出いただきます。